

令和5年度新たなコンテナ苗生産技術等調査委託事業に係る企画競争応募要領

林野庁では、令和5年度新たなコンテナ苗生産技術等調査委託事業について、実施者を公募します。本事業の受託を希望される方は、下記に従いご応募ください。なお、本公募は令和5年度予算案に基づき行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更がありうることに留意願います。

第1 事業名

令和5年度新たなコンテナ苗生産技術等調査委託事業

第2 事業実施の目的及び概要

1 事業実施の目的

コンテナ苗の本格的な生産が開始してから約15年が経過し、標準的なコンテナ容器による生産方法は確立されつつある一方、近年、新たなコンテナ容器により生産されたコンテナ苗（以下「新たなコンテナ苗」という。）も一部で流通している実態がある。これら新たなコンテナ苗は、育苗・植栽・保育の各段階での検証が必ずしも十分行われているとは言えず、その評価が分かれている技術も散見される。そのため、従来生産されてきた標準的なコンテナ苗（以下「従来のコンテナ苗」という。）と、新たなコンテナ苗とを比較し、育苗・植栽・保育の各段階を通じて成林する上で問題が発生しないかその実態を把握することを目的とする。

なお、新しいコンテナ容器とは、素材（不織布・紙・セラミックなど）、形状（分離型、シート型など）、育成孔の容量、根巻き防止構造などが、従来のコンテナ苗と異なるもので、実際に流通している、もしくは、実用に供される見込みが高いものを想定している。

2 事業の概要

本事業は、①新たなコンテナ苗の植栽試験による初期成長等の比較調査、②新たなコンテナ苗による既存造林地での生育状況調査、③新たなコンテナ苗生産技術に関する文献等調査と調査結果の整理をし、それらの結果を公表する。

第3 予算額（委託費の限度額）

本事業の予算総額は、35,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。（予算額は、予定価格と異なる。）

第4 応募資格

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有している者であること。
- 4 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び

実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交した協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、構成員は、上記（１）から（４）の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- （１）共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を第21の問い合わせ先まで提出すること。
- （２）規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

第５ 契約期間

委託契約締結の日から令和６年３月15日（金）までとする。

第６ 応募する企画提案(企画提案書)の内容

本事業に参加する者（以下「参加者」という。）は、第２の事業実施の目的及び概要を踏まえ、以下の事業について「企画提案書」（別紙様式第１号）を作成し、提出するものとする。

ただし、以下の内容を記載していれば、任意の様式でも構わない。

１ 事業に対する考え方

第２の事業概要や以下の事業の実施方法を踏まえ、企画提案に当たっての基本的な考え方について記載すること。

２ 事業の実施方法

以下の項目について、事業を行うための具体的な提案内容を記載すること。

（１）全体事業計画

本事業は調査の性質上、実施期間を令和５年度から３年間を予定していることから、本件企画競争の応募にあたっては、３年間の全体事業計画を策定した上で、令和５年度の事業に係る企画書の提案を行うものとする。なお、全体事業計画の策定をもって、本事業の３年間の実施を確約するものではない。

（２）事業の具体的内容

① 新たなコンテナ苗の植栽試験による初期成長等の比較調査

植栽試験地を設け、新たなコンテナ苗と従来のコンテナ苗を植栽し、活着状況、初期成長、根系の発達状況の比較を行う。

１年目は、試験地を設定するとともに、試験に供する新たなコンテナ苗の一部を解体・分析し、出荷状態での苗木の状況調査を、２年目は１成長期での生育状況調査を、３年目は２成長期での生育状況調査実施後、植栽木を掘り起こし根系の発達状況を調査し、育苗段階から初期保育段階における実態を把握することを想定している。

② 新たなコンテナ苗による既存造林地での生育状況調査

新たなコンテナ苗による既存造林地において、植栽木の生育状況や掘り起こしによる根系の発達状況を調査し、①の調査では把握できない、中長期的な生育状況等について実態を把握する。調査にあたっては、近傍同条件の従来のコンテナ苗による既存造林地においても併せて同調査を実施し、比較することを検討する。

③ 新たなコンテナ苗生産技術に関する文献等調査と調査結果の整理

新たなコンテナ苗の生産技術に関する文献や論文のほか、過去の類似技術の実用

事例等の情報を、海外の事例も含め幅広く収集し、①・②の調査結果とともに整理する。なお新しい生産技術は民間企業等により開発されたものも含まれることから、文献・調査結果の整理にあたっては、客観的な事実に基づく記載となるよう十分に留意すること。

これら①～③の調査設計にあたっては、新たなコンテナ苗の種類、樹種特性、気象条件等に応じて複数試験地の設定及び、既存造林地の調査を実施することとなるが、想定される優先度の高い技術的課題を例示して、それぞれ効果的な実証・分析方法を提案すること。

(3) 学識経験者、業界団体等による技術的助言の聴取

本事業の客観性・実効性を高めるため、年3回程度を目処に、検討委員会や個別ヒアリング等を実施し、学識経験者、業界団体等から技術的助言等を受ける。

(4) 成果品

事業が終了した場合は、(1)～(3)に掲げる事項について事業報告書に取りまとめ、印刷物80部、電子媒体(DVD-R)2部を林野庁森林整備部整備課造林間伐対策造林資材班(農林水産省別館7階 ドアNo.別718)に提出することとする。なお、電子媒体は、ウイルス対策を実施した上で、ウイルス対策に関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)を記載したラベルを貼付し、提出することとする。

3 事業の実施体制

(1) 本事業の実施に係る担当者の配置及び担当業務について記載すること。

(2) 本事業の実施に係る管理者の配置及び管理業務、指示命令系統について記載すること。

(3) 本事業の実施に係る経理関係部署の処理体制について記載すること。

4 事業計画

各事業項目ごとにスケジュール表を作成すること。

5 再委託等

再委託を予定している場合は、再委託先の事業者名、再委託費、再委託する業務の内容を記載すること。ただし、下記8の(3)に示すとおり、事業の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、第三者と共同提案を行う場合は、それぞれの事業分担及び金額を記載すること。

6 その他提案事項

(1) 事業効果を高め効率的に事業を行うための提案があれば記載すること。

(2) 本事業を遂行する上で有効な知見、経験を有している場合は記載すること。

7 見積書

別紙様式第2号を参考に、上記2の(1)から(4)の各項目の明細が分かるようにした上で、本事業の実施に必要な経費の全ての金額(消費税及び地方消費税を含む。)を記載した見積書及び内訳書を作成すること。

8 委託費の対象経費

(1) 直接人件費

① 技術者給

事業を実施するために必要となる業務について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。また、技術者給の算定等については、別添1「委託事業における人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

② 賃金

事業を実施するために必要となる業務(資料の収集・整理・補助、企画等)について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。賃金の単価については、業務の必要に応じた常識の範囲を超えない妥

当な根拠に基づき設定する必要がある。

(2) 直接経費

① 謝金

事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づいて設定する必要がある。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。

② 旅費

事業を実施するために必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。

③ 需用費

事業を実施するために必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない。

ア 消耗品費

事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、燃料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

イ 会議費

事業を実施するために必要となる会議の開催時に出席者(事業実施主体を除く。)に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費とする。

ウ 印刷製本費

事業を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。

エ 光熱水費

事業を実施するために必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。

④ 役務費

事業を実施するために必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費、通訳翻訳料等とする。

ア 原稿料

事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。

イ 通信運搬費

事業を実施するために必要となる郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃の支払い等に必要な経費とする。

ウ 通訳翻訳料

事業を実施するために必要となる外国人との交渉、会話の際の通訳や外国語の文章の翻訳について、本事業を実施する事業実施主体が委託した者に対して実働に応じた対価を支払う経費とする。

エ その他雑役務費

事業を実施するために必要となる上記アからウまで以外の経費に係る役務の提供者に対して実働に応じた対価を支払う経費とする。

⑤ 使用料及び賃借料

事業を実施するために必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。

(3) 再委託費

事業の実施に際して必要となる業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせるため

に必要な経費とする。ただし、主たる部分を第三者に委任し、又は請けおわせることはできない。主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等であり、原則として委託費の限度額の50%以内の業務とする。

(4) 間接経費

事業を実施するために追加的に必要となる経費で、直接人件費及び直接経費で計上できないものの経費であり、直接経費に企画提案者が定めた率を乗じた金額とする。率については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。

(5) 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税は10%。

第7 その他の提出書類

- 1 参加資格を明らかにするもの（第4の3の写し）
- 2 配置予定事業担当者及び管理者の略歴（任意様式）
- 3 会社概要、定款、収支計算書等財務書類等（任意様式）
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定企業）をうけている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況がわかる資料（基準に適合し、認定されている者であることを企画書に記載する。）
- 5 賃上げを実施する企業である場合は、以下の（1）又は（2）などの表明書。
 - （1）大企業に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明したもの。
 - （2）中小企業等に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明したもの。（別添2）「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」を参照）

第8 企画提案書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数

- 1 提出期限は令和5年3月31日（金）午後5時までとする。
- 2 提出先は第21の問い合わせ先とする。
- 3 第6の企画提案書（別紙様式第1号）及び第7のその他の提出書類（以下「企画提案書等」という。）を添付し10部提出すること。
- 4 企画提案書等の提出に当たっての注意事項
 - （1）持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。
 - （2）郵送等による提出は認める（書留郵便に限る。）が、提出期限までに第21の問い合わせ先に到着しなかった場合は無効とする。
 - （3）提出された企画提案書等はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - （4）提出された企画提案書等は非公開とする。
 - （5）企画提案書等は、1者当たり1件を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
 - （6）企画競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添3）について企画提案書等の提出前に確認しなければならず、企画提案書等の提出をもってこれに同意したものとする。
 - （7）暴力団排除に関する誓約事項（別添3）について、虚偽又はこれに反する行為が認

められた企画提案書等は無効とする。

(8) 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とする。

(9) 競争参加資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とします。

5 企画提案書等を提出しなかった者については、契約候補者として選定しないものとする。

第9 審査方法

1 企画提案書等の審査を行うため、別に定める審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、企画提案書等を審査・採点し、得点の最上位の者を契約候補者として選定し、支出負担行為担当官林野庁長官に推薦する。ただし、審査委員会が、最上位の者であってもこれを契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、これを契約候補者として推薦しないことがある。

第10 審査基準

企画提案書等の採点及び契約候補者の選定は以下の項目について審査することとします。

1 本事業の目的・内容を理解した上で、企画提案書を作成しているか。

2 事業の実施方法は適切で、事業成果が期待できるか。

(1) 全体事業及び令和5年度の事業計画については、技術的課題及び、調査対象とする新たなコンテナ苗の選定が適正で、3年間の調査工程が無理のないものとなっているかどうか。

(2) 事業の具体的内容のうち①新たなコンテナ苗の植栽試験による初期成長等の比較調査については、想定される技術的課題が客観的に明らかになるよう、各調査の設計に十分な検討がなされているか。

(3) 事業の具体的内容のうち②新たなコンテナ苗による既存造林地での生育状況調査については、想定される技術的課題が客観的に明らかになるよう、各調査の設計に十分な検討がなされているか。

(4) 事業の具体的内容のうち③新たなコンテナ苗生産技術に関する文献等調査と調査結果の整理については、過去の類似技術の実用事例等の情報を、海外の事例も含め幅広く収集可能な高い専門性を有しているか。

(5) 学識経験者、業界団体等による技術的助言の聴取については、本事業の客観性・実効性を高めることが期待できる専門性のある人選になっているか。

3 事業を実施するための人的、組織的な実施・運営の体制・能力はあるか。

4 所要経費の積算は、事業内容・規模に応じて適正か。

5 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として以下(1)～(3)の法令に基づく認定を受けているか。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業)

(2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)

(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)

6 賃上げを実施する企業として、以下の(1)又は(2)の表明をしているか。

(1) 大企業に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること

(2) 中小企業等に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対

前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること((別添2)「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」を参照)

第11 審査結果の通知

審査結果については、書面審査の実施から2週間程度で全ての参加者へ通知する。

第12 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の可否を問わず応募者が負担するものとする。

第13 企画提案書等の返却の可否等

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しない。

第14 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

第15 契約の締結

支出負担行為担当官林野庁長官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限範囲内であることを確認し、契約を締結する。

第16 契約保証金の扱い

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決裁及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

第17 委託費の支払方法

本事業の委託費の額が確定した後、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書きに基づく協議が整った日以降とする。

第18 事業実施結果の報告

事業が終了したときは、調査結果をとりまとめた上で、令和6年3月15日(金)までに成果物の電子データを林野庁長官あてに提出するものとする。

なお、電子データは、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルスチェック対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載して提出することとする。

第19 成果品(著作権等)の帰属等

本事業により取得した成果品及び次に掲げる権利等は、支出負担行為担当官林野庁長官が承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)

第20 その他

- (1) 本事業における人件費の算定に当っては、別添1「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

第21 問い合わせ先

本募集要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室造林資材班（農林水産省別館7階ドアNo.別718）

電話番号：03-3502-8065

担当者：山口、藤代

(別紙様式第 1 号)

年 月 日

林野庁整備課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 5 年度新たなコンテナ苗生産技術等調査委託事業企画提案書の提出について

令和 5 年度新たなコンテナ苗生産技術等調査委託事業に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

(担当者)
所属・役職
氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

(別添)

令和5年度新たなコンテナ苗生産技術等調査委託事業企画提案書

項 目	内 容
1. 事業に対する考え方（取組方針）	
2. 事業の実施方法	(1) 全体事業計画
	(2) 事業の具体的内容 ①新たなコンテナ苗の植栽試験による初期成長等の比較調査 ②新たなコンテナ苗による既存造林地での生育状況調査 ③新たなコンテナ苗生産技術に関する文献等調査と調査結果の整理
	(3) 学識経験者、業界団体等による技術的助言の聴取
3. 事業の実施 (※実施体制図（任意様式）を適宜添付)	(1) 本事業の実施に係る担当者の配置及び担当業務
	(2) 本事業の実施に係る管理者の配置及び管理業務、指示命令系統
	(3) 本事業の実施に係る経理関係部署の処理体制
4. 事業計画	※「2. 事業の実施方法」の各事業項目ごとのスケジュール表
5. 再委託	※再委託を予定する場合は、事業者名と再委託する業務の内容
6. その他提案事項	※上記以外で、事業効果を高め効率的に事業を行うための提案があれば記載
	※本事業を遂行する上で有効な知見、経験を有している場合は記載

注：見積書及び応募要領第7の提出書類を添付すること。

(別紙様式第 2 号)

令和 5 年度新たなコンテナ苗生産技術等調査委託事業見積書

事業区分	予算額	備考 (各種経費の内訳・算出根拠)
①新たなコンテナ苗の植栽 試験による初期成長等の 比較調査	直接人件費	円
	直接経費 旅費	円
	謝金	円
	事業費	円
	小計	円
②新たなコンテナ苗による 既存造林地での生育状況 調査	直接人件費	円
	直接経費 旅費	円
	謝金	円
	事業費	円
	小計	円
③新たなコンテナ苗生産技 術に関する文献等調査と 調査結果の整理	直接人件費	円
	直接経費 旅費	円
	謝金	円
	事業費	円
	小計	円
間接経費	円	算出根拠 (計算式等) を記載
再委託費	円	
総事業費 (合計)	円	消費税及び地方消費税を含む
	円	消費税及び地方消費税を含まない

このほか、見積書並びに応募要領第 6 に記載の提出書類を添付すること。

(留意事項)

- 1 備考欄に各種経費の算定根拠を記入し、必要に応じて補足説明を付すこと。
- 2 各種経費については応募要領第 6 を参考とすること。
- 3 人件費の算定にあつては、別添 1 「委託事業における人件費の算定等の適正化について」を参照し、見積額の算定の参考とすること。
- 4 複数の団体で構成した共同事業体による提案の場合は、構成する者ごとに内訳書を作成すること。
- 5 備考欄の記入に代えて、参考資料を添付することも可とする。
- 6 国の職員が講師等で参加する場合の旅費や謝金は計上しない。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$\text{人件費} = \text{時間単価}^{※1} \times \text{直接作業時間数}^{※2}$
--

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委

託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

- (2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下、「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか

イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること

ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用すること

ができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることは出来ない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

＜実績単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記

により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{委託先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・ 事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間実総労働時間}$$

- ・ 時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・ 年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

４．一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

５．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必

要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課					役職 ○○○○				氏名 ○○ ○○				時間外手当支給対象者か否か											業務時間及び業務内容
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						
	1				A				B													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ				
	2				A				A				C									A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ				
	3				D				B			A										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備				
	4				A																			A(9.5h)○○調査現地調査		
	5				A				D														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業			
	・																									
	・																									
	・																									
	・																									
	30																									
	31																									
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印													A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業											合計	A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)	

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。）
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
- ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することが

できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。

- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成２２年９月２７日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成２２年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成２３年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について

1 趣旨

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）を受けて、政府において賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、令和4年4月1日以降に契約するものから、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げの実施を表明した企業等に対して加点措置を行います。

なお、本措置は、以下の通知等に基づき、全省的に取り組むものです。

- 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号財務大臣通知）
- 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について」（令和3年12月17日付け財計第4804号財務大臣通知）

2 措置の内容

- （1）国の調達において、応札者が給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）（※）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業等の場合1.5%）以上とする旨を「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式1の1又は1の2）により表明した場合に加点します。
- （2）発注者は、契約の相手方の事業年度等終了後に、契約の相手方が（1）により表明した賃上げが実行されているか確認します。

このため、契約の相手方になった場合には、発注者の指示に従い、「従業員への賃金引上げ実績整理表」（様式2の1又は2の2）及び「法人事業概況説明書」等の提出が必要になります。
- （3）（2）の確認の結果、（1）により表明した賃上げが実行されていない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は発注者が指示する資料の提出がない場合は、当該事実判明後、全省庁における総合評価落札方式による調達において、1年間、所定の点数を減点します。

※ 企業の決算期（事業年度又は暦年）により、対前年度又は対前年を判断してください。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日			
株式会社○○○○			
従業員代表	氏名	○○ ○○	印
給与又は経理担当者	氏名	○○ ○○	印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式1の1）と中小企業等用（様式1の2）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日			
株式会社○○○○			
従業員代表	氏名	○○ ○○	印
給与又は経理担当者	氏名	○○ ○○	印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式１の１）と中小企業等用（様式１の２）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第２項又は第３項に該当する者をいう。ただし、同条第６項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記２若しくは３の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記２若しくは３の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記４による減点措置は、減点措置開始日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与等 平均受給額 ①	当年(度)の給与等 平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①－1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10主要科目」の(労務費＋役員報酬＋従業員給料)÷「4期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する	
☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社〇〇〇〇
 (住所を記載)
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

(様式2の2)

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の 給与総額 ①	当年(度)の 給与総額 ②	賃上げ率 (②/①－1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10主要科目」の（労務費＋役員報酬＋従業員給料）で算出した給与総額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画提案書の提出をもって誓約いたします。